

よくあるお問い合わせ

平成26年8月更新版

◎日常業務

Q1) 個人事業者が事業に供していた固定資産を売却した場合の仕訳は、どのようになりま すか?

個人事業者の場合、固定資産の売却損益は事業所得には該当しません。よって売却損益を青色申 告決算書の損益計算書に反映させないため、事業主貸借として仕訳を行います。ただし、固定資産 の売却額に係る消費税は消費税申告書に反映させる必要があるため、「955 売上消費税調整」勘定を 使用して仕訳します。以下に仕訳例を示します。

(仕訳例)帳簿価額が 972,000 円の車両を 1,296,000 円で売却した場合

	借方	借方金額	貸方	貸方金額	消費税区分
1	現金	1,296,000 円	車両運搬具	900,000円	40(不課税)
2			事業主借	300,000 円	
3			仮受消費税等	96,000円	
4	売上消費税調整	1,200,000円	売上消費税調整	1,200,000円	10(課税)

(1) 税抜経理の場合

(2) 税込経理の場合

	借方	借方金額	貸方	貸方金額	消費税区分
1	現金	1,296,000 円	車両運搬具	972,000円	40(不課税)
2			事業主借	324,000 円	
3	売上消費税調整	1,296,000 円	売上消費税調整	1,296,000 円	10(課税)

Q2)工事の完成年月日を入力しましたが、完成工事原価への自動振替仕訳が発生しないの は何故でしょうか?

完成年月日を入力した後に、以下の操作を行うと完成工事原価への自動振替仕訳を作成します。

- (1)「日常業務」の以下の機能で完成年月日を含む年月を条件に表示、または印刷を行う
 - ・日別残
 ・日計表
 ・科目別集計表
 ・総勘定元帳
 ・財務報告書
 - ・推移財務報告書 ・残高一覧表 ・工事別集計表 ・工事管理表 ・工事元帳
- (2)「決算業務」の「決算報告書」「キャッシュフロー計算書」で表示を行う
- (3)「確定」処理にて「更新」ボタンをクリックする

Q3) 貸借どちらかにしか入力できない科目があるのでしょうか?

期首の振替仕訳でのみ使用する勘定科目について、借方のみ入力可能としているものが存在します。

(借方のみに入力できる科目)

	【個人】	【法人】		
531	期首商品棚卸高	531	期首商品棚卸高	
5131	期首製品棚卸高	5131	期首製品棚卸高	
5211	期首原材料棚卸高	5211	期首原材料棚卸高	
5292	期首仕掛品棚卸高	5292	期首仕掛品棚卸高	
6511	期首原材料棚卸高	6511	期首原材料棚卸高	
6598	期首工事仕掛高	6598	期首工事仕掛高	
7531	期首農産物棚卸高			
7533	期首農産物以外棚卸高			

(仕訳例) 期首残高の振替仕訳

借方	借方金額	貸方	貸方金額
期首商品棚卸高	10,000円	商品	10,000円

なお、期末棚卸高は月次決算などを行う際の振替仕訳で使用するため、貸借両方に入力可能と しています。

(仕訳例) 月次決算を行う場合

① 月末仕訳

借方	借方金額	貸方	貸方金額
商品	10,000円	期首商品棚卸高	10,000円

② 翌月初仕訳

借方	借方金額	貸方	貸方金額
期末商品棚卸高	10,000円	商品	10,000円

Q4) 仕訳入力の際、貸方と借方それぞれに消費税の課税区分や業種(第1種~第5種)を 入力したいのですが、<<仕訳帳>>画面には区分が1つしかありません。どのように入 力すれば良いのでしょうか?

<<仕訳帳>>画面で貸借両方に消費税区分・業種を入力したい場合は、単一仕訳ではなく複合仕訳の形で入力してください。

(仕訳例)課税売上として計上していた仕訳の中に非課税売上 100,000 円が含まれていた場合の消費税区分の修正仕訳

		借方	借方金額	貸方	貸方金額	消費税区分
	\bigcirc	売上1	100,000円	複合	100,000円	10
	2	複合	100,000 円	売上1	100, 000	30
消費税区分は1行につき1つの区分しか選択できたいので 2行に分けて入力している						

Q5)建設業を使用した場合に起票できる自動仕分けにはどのようなパタンがありますか?

建設工事業で「工事別管理あり」を設定した場合、下記の仕訳を自動で起票することができます。

·完成工事原価振替

「未完成工事支出金」から「完成工事原価」への自動振替仕訳です。「工事完成日」が登録されている 時、完成月度の末日に起票されます。

売上高自動振替

「完成工事売上」の自動振替仕訳です。「各種マスター採用情報」画面の「売上高自動振替区分」を"採 用あり"に設定しておくと起票されるようになります。工事の「契約金額」が「完成工事売上高」とし て計上されます。相手科目は「完成工事未収入金」か「未成工事受入金」で、それぞれの金額は「契約 金額」と「未成工事受入金」の差額によって決まります。

• 工事配賦

工事配賦の設定をしている場合は、設定内容に応じて共通費用を各工事に配分する仕訳が自動起票されます。

Q6)工事が完成して自動で起票された仕訳が仕訳帳に表示されませんどうすれば表示され ますか?

「条件入力>詳細条件>データ種別」の設定が"通常仕訳"になっている状態だと自動起票さた 仕訳は表示されません。"自動作成"または"すべて"を選択して仕訳を表示してください。

Q7)「振替伝票」画面から複合仕訳の形で入力した科目を総勘定元帳で出力した場合、相手 勘定は「複合」としか表示できないのでしょうか?

「マスター関係登録>印刷情報登録>自動セット情報」の「相手科目自動セット区分」を登録する ことで、ある一定のルールに基づき相手科目を表示することができます。

【相手科目自動セット区分】

□無し

複合科目セットは行いません(「複合」を相手科目として出力します)

□基準割合を超える科目

複合科目セットを複合割合で行います。

割合を満たす相手科目が複数存在する場合は「複合」を相手科目として出力します。

□基準割合を超える先頭科目

複合科目セットを複合割合で行います。

割合を満たす相手科目が複数存在する場合、先頭の科目を相手科目として出力します。

□最大金額科目

複合科目セットを金額の大きい方の科目で行います。

[参考資料] 自動セット情報

Q8)「固定適用」をマウスで選択するのではなく、コードで入力する方法はありますか?

仕訳入力画面(「仕訳帳」「振替伝票」など)の摘要欄に「.(ピリオド)」と摘要コード(数字)を入力 した後、「↓(下矢印)」キーを押すか、もしくは「Shift」キーを押しながら「Enter」キーを押すと固定 摘要の内容が表示されます。

なお、全角入力モードの状態で「。(句点=ピリオドと同じキー)」と摘要コード(数字)を入力して 「Enter」で一旦内容確定後、「↓(下矢印)」キーを押すか、もしくは「Shift」キーを押しながら「Enter」 キーを押しても同様に固定摘要の内容が表示されます。

Q9)「仕訳帳」や「振替伝票」などの仕訳入力画面の入力対象月に「0月 yy/mm/dd 以前」
 (※yy/mm/dd は前期末以前の日付)という選択肢がありますが、これはどのような目的で使用するのでしょうか?

「0月」は、期首残高の備忘として仕訳を入力できるようにしたものです。「0月」に仕訳を入力 しておくことで、前期データを選択せずとも、備忘の仕訳を今期データから参照することが可能で す。ただし、あくまでも備忘のために存在しているものですので、「0月」に仕訳を入力しても期首 残高には反映されません。

Q10)「複合」と「資金複合」という科目が用意されていますが、どのように使い分けする のでしょうか?

「複合」は複合仕訳で片側だけに情報のある行を入力する際、相手側(情報を含まない側)に割 り当てる特殊科目です(旧『ネット de 記帳』の「諸口」に相当します)。

「資金複合」も「複合」と同様、複合仕訳の相手勘定として使用される特殊科目ですが、こちら は流動性現預金(現金、当座預金など)が動く取引の場合にのみ使用されます。

流動性現預金が動く複合仕訳を入力する際、「複合」と「資金複合」のどちらを使用するかによっ て、資金繰実績表への金額の反映方法が変わってきます。どちらを使用しても、金額を正しく反映 させることは可能です。

資金繰実績表は、流動性現預金による資金取引の金額を、その資金科目(資金繰実績表に加算される科目)毎に集計して作成します。資金繰コードの初期値は流動性現預金の相手科目にあらかじ め設定されたコードですが、流動性現預金の相手科目が「複合」だと、そのままでは取引の性質が 分かりません。そこで、次のいずれかの方法を採ります。

■「複合」を使用して、任意の資金繰コードを入力

仕訳入力時に、流動性現預金を使用した行の資金繰コード欄に任意のコードを手入力します。特に指定しなければ資金繰表の「その他」の科目に集計されます。

■「資金複合」を使用して、相手科目の資金繰コードを利用

「資金複合」はそれ自体が流動性現預金と同じ性格をもつものとみなされ、その相手科目に設定 された資金繰コードを使用することができます。流動性現預金を使用した行の資金繰りコード欄は 使われません。

Q11)個人事業主の家事供用分がある固定資産(事業専用割合の合計が100%に満たない資産)の取引が発生した場合、家事使用分の申告対象にならない消費税についてはどのように仕訳を入力すれば良いのでしょうか?

「売上消費税調整」「仕入消費税調整」勘定を使用して仕訳を入力します。詳細は参考資料をご覧 ください。

個人事業主の家事供用資産の消費税の扱い

Q12) ネット de 記帳の「会計単位」は仕訳入力時にどのような意味を持つのでしょうか? 仕訳入力時には、各入力画面の最初にヘッダー会計単位を選択した上で、さらに各明細行の貸借 それぞれの科目の明細会計単位を設定します(入力画面によっては一部固定となります)。その選択 の仕方によって、表示や集計が変わります。詳細は参考資料をご覧ください。

ヘッダー会計単位(仕訳全体)……仕訳がどの会計単位に所属するかを規定します。 画面表示に影響があります。

明細会計単位(借方)(貸方) ……仕訳の貸借それぞれの科目がどの会計単位に所属するかを規 定します。各科目の金額の集計先に影響します。

[参考資料] ヘッダー会計単位と明細会計単位

Q13) 仕訳入力画面上部のマスタウィンドウ(勘定科目の選択肢が表示されるウィンドウ) の「よく使う」はどのような条件で表示されるのでしょうか?

仕訳入力の際に勘定科目の使用回数をカウントしており、1 度でも入力された科目は表示される 仕様となっています。表示順序は、(1)使用回数の多い順⇒(2)科目コード順です。

なお、ウィンドウ内に表示する内容は、仕訳入力画面の起動時に決定されます。したがって、初 めて登録された科目はそのまま入力を続けている状態では表示されません。科目入力をしている状 態で画面下部のファンクションバーに表示される「ウィンドウ更新」をクリックするか、再度、入 力画面を起動した時から表示されるようになります。

仕訳が削除されて該当科目を使用した仕訳が存在しなくなった場合には、「良く使う」欄には表示 されなくなります。

表示条件は、仕訳帳、出納帳等、全ての仕訳入力画面共通です。

Q14) 仕訳入力画面で消費税コードを入力する際、マスタウィンドウに消費税コードが表示されますが、主なコードしか表示されない様です。どうしてでしょうか?

マスタウィンドウの消費税コード一覧表示は、主なコードのみを表示する「簡略型」と、選択可 能なコードを全て表示する「詳細型」があります。初期設定では「簡略型」となっているため、一 部のコードは表示されません。入力画面下部のファンクションバーにある「ウィンドウ切替」ボタ ンをクリックすると、表示を切り替えることができます。

画面起動時の初期表示を変更したい場合は、「マスター関係登録>仕訳入力情報>消費税コード ウィンドウ表示」で「詳細型」に変更してください。

なお、「簡略型」表示でマスタウィンドウに表示されていないコードについても手入力を行うこと は可能です。

[参考資料] マスタウィンドウの消費税コード表示

◎固定資産

Q1)固定資産を事業承継により取得した場合、どのように登録すれば良いでしょうか? 事業承継は、事業承継元の方が健在の場合と亡くなられている場合など、いくつかのパターンに 分類されます。パターンごとの登録内容を参考資料に記載しますので、ご確認ください。

[参考資料] 事業承継の場合の取得日等のシステムへの入力内容

Q2)「固定資産台帳>その他>入力モード>強制入力」で入力可能な項目を教えてください 強制入力が可能な項目は以下になります(画面の背景色が薄青色の項目)

□資産情報1

- 期首帳簿価額
- ・事業割合(※強制入力の対象となるのは一括償却資産合計のみ)

□当期減価償却

- · 普通償却費
- ·償却基礎金額
- ・償却期間
- Q3)「固定資産台帳>その他>入力モード>強制入力」にて強制入力を行った固定資産について、翌期繰越した場合に自動で引き継がれる項目を教えてください

以下の様に引き継がれます。

□資産情報1

- ・期首帳簿価額 :「強制解除」となり前年度の期末未償却残高が設定されます
- ・事業割合 : 前年を引継ぎます

□当期減価償却タブ

- ・普通償却費:前年を引継ぎます
- ・ 償却基礎金額:前年を引継ぎます
- ・償却期間:「強制解除」となり12ヶ月が設定されます

また、翌期の固定資産の初回起動時に普通償却費、償却基礎金額が強制入力されている資産が存 在している場合、以下のメッセージが表示されます。

【メッセージ】

「前年に強制入力されている資産が存在します。 再計算前にすべての強制入力を解除しますか?」 「はい」を選択時 :強制を解除する

「いいえ」を選択時:強制を解除せず、前年の金額を引き継ぎます

なお、事業割合の強制入力は解除されずに前年を引き継ぎます。

「強制入力」部分の仕様については法人と個人で特に違いはありませんが、「事業割合」は個人の みに存在する項目なので、法人の場合は表示されません。

Q4)事業専用割合が 0%の固定資産を個人決算書に反映させるにはどのようにすれば良いで しょうか?

「固定資産台帳>基本情報」で「固定資産基本情報設定」の画面を呼び出し、「個人決算書連動」 の「事業専用割合 0%資産」の項で「連動する」に設定した上で連動を行うと、個人決算書に連動す ることができます。複数の業種(所得)がある場合には、当該資産の「会計単位」で反映したい決 算書の業種の会計単位を選択してください。

※少額資産、一括償却資産については「事業専用割合 0%資産」を「連動する」に設定しても反映 されません

Q5) リース期間定額法の資産を固定資産台帳に登録することはできますか?

リース期間定額法の償却計算には対応していません。台帳等に表示させる方法は下記参考情報を 参照ください。

[参考資料] 固定資産台帳におけるリース資産の取扱い

◎決算業務

 Q1)消費税申告書(簡易課税)の「課税標準額」よりも「参考事項」欄の課税売上高(事業 区分毎・合計)の金額が大きいことがあるようですが、問題ないでしょうか?
 特に問題はありません。課税標準額は「千円未満の端数は切り捨て」、参考事項欄の課税売上高は「千円未満の端数は四捨五入」となっているため、金額が異なる場合があります。 Q2)所得税申告書作成機能の「控除額等」>「社会保険料等」「生命保険料等」画面において、「源泉徴収票の通り」にチェックを入れた場合、合計金額はどこで入力すれば良いですか?

「収入・所得」の入力・確認画面で「給与」または「公的年金等」をクリックすると、所得の内訳 の画面が表示されます。ここで「新規」ボタンをクリックすると「源泉徴収票」形式の入力画面が 表示されます。ここで入力した内容が反映されます。

なお、社会保険料控除については、平成26年度税制改正対応版から「源泉徴収票の通り」にチェ ックを入れた状態でも「控除額等」>「社会保険料等」画面から追加入力を行うことができるよう になりました。確定申告時に社会保険料等の変更があるときは、「追加明細あり」にチェックをつけ、 源泉徴収票以外で支払った社会保険料の種類、金額を入力してください。

Q3)「所得税申告書」メニューにて、電子申告時に提出省略をしたい書類の明細を入力する ことができますが、この内容を基に作られる明細を印刷して保存することができます か?

「医療費の明細」については単独での印刷が可能です。また「社会保険料控除」と「小規模企業 共済等掛金控除」の明細のうち、所得税確定申告書第二表の明細行数を超える分については"次葉 対応"という形で第二表が必要数分、改ページされて印刷されます。

なお、電子申告データ(xtx)に書き出される内容を印刷して保存したい場合は、お手数ですが、 下記の手順での出力をお願いします。

- (1) 所得税申告書のデータ作成を完了
- (2) 「データ作成・送信」→「データ抽出」にて xtx ファイルを作成
- (3) 「履歴管理」のダウンロードにて xtx ファイルをダウンロード
- (4) e-Tax クライアントソフトに読み込み、該当する帳票を印刷
- Q4) 源泉徴収票などの提出書類を貼るための台紙(添付書類台紙)は出力できますか? ネット de 記帳からは出力できません。適当な紙をお使いいただくか、国税庁ホームページからダ ウンロードできる添付書類台紙をご利用ください。
- Q5)所得税申告書の印刷画面で「確定申告書(損失申告用)第四表」が選択できません。何 か条件があるのでしょうか?
 - 確定申告書(損失申告用)第四表が選択できるのは、以下のいずれかに該当する場合になります。

【青色申告】

基本的には下記の条件に該当する場合です。

- ・損失額または所得金額の合計額(「損益通算」画面の一番下の所得金額)がマイナスの場合
- ・翌年以後の繰越損失額(「繰越損失」画面の右端の14項目)のいずれかが0でない場合

- ・翌年以降に繰り越される本年分の雑損失の金額が(「雑損控除」画面の雑損控除額)が0で ない場合
- ・所得税基本情報の申告書(損失申告用)付表(東日本大震災用)がチェックされている場合
- ・居住用財産の譲渡損失の金額(山林・退職画面の特定損失額:分離の場合のみ有効)が 0でない場合
- また、「損益の通算の計算書」が選択できるのは、以下に該当する場合となります。
- ・「確定申告書(損失申告用) 第四表」が選択できる条件になく、経常所得、譲渡所得、 一時所得、山林所得、退職所得のいずれかにマイナスの金額がある場合

【白色申告】

基本的には下記の条件に該当する場合です。

白色申告の場合、損失申告が可能なケースは損失が生じた年分について青色申告をしていた 場合や被災事業用資産の損失がある場合等に限られます(詳細は国税庁発行の「所得税及び復 興特別所得税の確定申告の手引き」を参照ください)。「ネット de 記帳」で作成が可能なのは下記 の場合です。

- ・翌年以後の繰越損失額(「繰越損失」画面の右端の14項目)のいずれかが0でない場合
- ・翌年以降に繰り越される本年分の雑損失の金額が(「雑損控除」画面の雑損控除額)が 0 で ない場合
- ・被災事業用資産の損失(「繰り越す損失額」画面)が0でない場合
- ・所得税基本情報の申告書(損失申告用)付表(東日本大震災用)がチェックされている場

【強制出力】(青色・白色共通)

平成26年度税制改正対応版より、翌年に繰り越す損失がない場合(第四表を出力する必要がない場合)でも、前年が損失申告であった場合に限り、第四表(一)(二)を強制印刷できるように対応しました。

当年が「通常申告」で前年が「損失申告」の場合、初期状態では従来通り第四表は印刷しない 設定となっておりますが、「印刷条件設定」画面で「確定申告書(損失申告用)第四表(一)」「確 定申告書(損失申告用)第四表(二)」でチェックをつけると印刷することができます。なお、前 年と当年が共に「通常申告」の場合は、「確定申告書(損失申告用)第四表(一)」「確定申告書(損 失申告用)第四表(二)」にチェックをつけることはできません。

また、本来なら第四表の提出は必要ないケースですので、第四表の電子申告ファイルは作成され ません。

Q6) 消費税申告書の「基準期間の課税売上高」はどこで入力すれば良いですか?

「消費税申告書」>「消費税計算情報」>「過去情報設定」の「※消費税申告書の15」「年間」 行の「前々期」に入力してください。

Q7) 消費税申告書で、中間納付金額はどのように入力すれば良いでしょうか?

以下の手順で入力します。

- (1)「消費税申告書」>「申告書選択」で入力対象の申告書を選択
- (2) タブで「申告書・付表」を選択した状態で、画面上部の「調整消費税等入力」のボタンを 押下
- (3)「中間納付税額」欄に金額を入力

Q8) 青色申告決算書の貸借対照表を事業ごとに分けて出力することはできますか?

ネット de 記帳では貸借対照表を業種(所得)ごとに分ける出力と、全事業を合算して出力する方 式が選択できます。それぞれの設定方法は以下の資料を参照ください。

[参考資料] <u>貸借対照表を事業ごとに出力する方法</u>
 <u>貸借対象表を1つの事業で合算して出力する方法</u>

Q9)「決算更新」を実行した際に、そのままの金額が翌期に繰り越されるのではなく、自動 計算された結果の金額が繰り越される科目には何がありますか?

個人事業者の場合は「291 事業主貸」と「391 事業主借」の期末残高が翌年のデータを作成する際に、「411 元入金」の期末残高と相殺されて、翌期の「411 元入金」の期首残高になります。なお、予備科目である「414 元入金 1」~「418 元入金 5」については自動計算処理の対象とはなりません。

法人事業者の場合は期末の繰越利益剰余金が計算され、翌期の「901 期首繰越利益剰余金」の期 首残高に反映されます。法人事業者の利益剰余金に関しては、決算の確定した翌年に積立金や配当 の仕訳を起票します。

Q10)法人事業者の繰越利益剰余金はどのように計算されますか?

「901 期首繰越利益剰余金」(前期からの繰越)に、【9695 当期純利益】と【9696 繰越利益変動額】 を加えた金額が【9698 期末繰越利益剰余金】の金額となります。決算更新時には、当期の【9698 期 末繰越利益剰余金】の金額が翌期の「901 期首繰越利益剰余金」に繰り越されます。

「901 期首繰越利益剰余金」はシステム上、"PL 科目・期首残高あり"という特殊な区分となって おりますが、当科目の金額を含む【9698 期末繰越利益剰余金】の金額が貸借対照表上の【9902 繰越 利益剰余金】に表示されますので、帳票上の純資産の部の金額への影響はありません。このような 仕様としているのは、損益計算書上にも前期から繰り越された繰越利益剰余金を表示することによ り、利益処分と当期末の繰越利益剰余金の計算過程を明確にするためです。

[参考資料] 操越利益剰余金の計算過程

Q11)キャッシュフロー計算書に減価償却費が反映されないのですが、何故でしょうか? ネット de 記帳のキャッシュフロー計算書では、有形固定資産の減価償却費は間接法で計上するこ とを想定しています。減価償却費を直接法で計上した場合、そのままではキャッシュフロー計算書 に減価償却費は反映されません。減価償却費を直接法で計上した場合は、「精算表」の調整欄で調整 金額を入力していただくようお願いします。

Q12)決算整理仕訳を入力するにはどうすれば良いでしょうか?

「仕訳帳」等の仕訳入力画面で「91月(決算月)」「92月(決算月2)」「93月(決算月3)」を選 択します。(どれを使用しても構いません)また中間決算がある場合は同様に81月~83月が利用可 能です。各決算月の名称は「マスター関係登録」で変更することが可能です。

Q13) 青色申告特別控除の金額を計算する時、不動産所得がある場合はまず不動産所得か ら控除額が差し引かれますが、農業所得の分はどのように計算されますか?

青色申告特別控除は"不動産所得の金額⇒事業所得の金額⇒山林所得の金額"の順に差し引くように定められており、また農業所得は<u>事業所得</u>の中に含まれると規定されています。したがってネット de 記帳の場合も"不動産事業の金額⇒事業(一般+農業)の金額"の順で差し引かれます(例 えば「一般」と「農業」のどちらか片方の金額がプラス、他方がマイナスで、両者の合計額が青色 申告特別控除の限度額を下回る場合は、合計額が限度額として扱われます)。

ネット de 記帳の「個人決算書」で複数の業種(所得)の決算書に会計データからの連動を行った 場合、そのままの状態では個別に所得金額が計算された形となりますので、決算書選択画面で「控 除額再計算」を実行してください。その際の控除順は下記の通りです。

・「不動産」を営んでいる場合

「不動産」分から一番先に控除されます。

- 「一般」と「農業」を営んでいる場合
 主たる事業に設定されている業種から先に控除されます。
- ・「一般」「農業」「不動産」を営んでいて、主たる事業が「不動産」の場合 最初に「不動産」から控除され、2番目が「一般」、最後に「農業」が控除されます。
- Q14) データ連動を行って個人決算書を作成しましたが、金額が合っていないように思え ます。どのような点を確認すれば良いでしょうか?

以下の点を確認ください。

(1) 連動科目設定が標準から変更されていないか。

連動科目設定を標準から変更した結果、どこにも集計されない科目があったり、二重で設 定された科目があったりした場合は、会計データと差額が生じてしまいます。「決算データ確 認」画面では、連動設定が標準から変更されている科目については科目名の前にある科目ア イコンの表示が変わりますので、連動内容のご確認をお願いします。科目アイコンをクリッ クすると「連動科目の登録」画面が開き、設定内容の確認・変更が可能です。標準設定からど のように変更されたか分からない場合は、同画面の「標準に戻す」を実行すると、当該科目の 連動設定が標準に戻ります。



[参考資料] <u>青色申告決算書の標準連動科目一覧</u> <u>青色申告決算書の標準連動科目の補足(集計科目の内訳)</u>

(2)入力した仕訳の会計単位はどうなっているか。

複数の事業(所得)で貸借対照表を分ける場合の確認事項です。 複数の事業(所得)があり、なおかつ貸借対照表を各別に作成する場合は、「主たる事業」と 異なる業種(所得)が設定された会計単位(例:「主たる事業」が「一般」の場合の「不動産」 の会計単位)の「BS 管理」を「あり」にして、BS 科目を業種(所得)毎に集計できるように します。この時、BS 科目の集計先は仕訳を入力する際、明細行に設定した会計単位(貸借双 方の勘定科目コードの下に表示される会計単位)によって振り分けられます。BS 科目の残高 の割り振りが意図した通りになっていない場合は、明細行の会計単位をご確認ください。

Q15) 個人決算書に会計データの金額が自動で連動される場合とそうでない場合があるようですが、自動連動と手動連動の違いは何でしょうか?

会計データが自動的に連動されるのは「決算確定が行われた後、<u>最初に個人決算書を起動した時</u>」 です。それ以外の場合は、決算書毎(所得毎)にデータ連動を実行する必要があります。この時「会 計データ連動」にチェックが入っていないと会計データの金額が連動しません。

Q16)個人決算書で金額欄の背景の色が変わっているのはどういう理由でしょうか? 背景色が付けられている項目には次のような意味があります。

【青色】

集計科目です

【緑色】

個人決算書の他画面から連動されている項目です。(減価償却費や売上仕入など)

【橙色】

強制入力された項目です。

ただし当該項目を手入力していない場合でも、会計データから連動された金額と他画面(内 訳画面)に登録された金額に差異がある時は会計データの金額を表示した上で背景色が橙色 になります。

[参考資料] 決算データ確認画面の例

Q17)「個人決算書>金額確認」画面の「青色申告特別控除前の所得金額のチェック」欄に 赤い文字で"一般(農業・不動産)の損益計算書と貸借対照表の青色申告特別控除前の 所得金額が不一致です。"と表示されました。財務報告書では貸借が合っているのです が、どこを確認すれば良いでしょうか?

以下の点を確認ください。

「決算データ確認」画面で、背景色が橙色になっている科目がないか

→該当項目の金額を強制入力した結果、貸借が合わなくなっている可能性があります

- ・「決算データ確認」画面で、科目名欄の前に"家"もしくは"ビル"のアイコンが付いている科 目の連動内容に過不足が無いか
 - → "家"のアイコンは事業者毎に連動設定がカスタマイズされた科目、"ビル"のアイコンは 商工会で連動設定がカスタマイズされた科目になります。同じ勘定科目を複数の個人決算 書科目に連動したり、あるいは個人決算書科目にも連動していなかったりした場合は貸借 が合わなくなります。

◎電子申告

- Q1) ネット de 記帳で電子申告をした場合に添付省略できる帳票には何がありますか? 現在の電子申告機能において添付省略が可能な帳票(明細書等)は以下の通りです。
 - ・医療費控除関係書類…(※1)
 - ·社会保険料控除関係書類…(※2)
 - ·小規模企業共済等掛金控除関係書類…(※2)
 - ·生命(地震)保険料控除関係書類…(※3)
 - ・源泉徴収票…(※4)
 - (※1)「所得税申告書」>「控除額等」>「医療費控除」で必要事項を入力し、「データ作成・送信」>「送信票入力」>「添付書類」で当該帳票の「提出省略」欄にチェックを入れて電子申告データを抽出して下さい。
 - (※2)「所得税申告書」>「控除額等」>「社会保険料等」画面で必要事項を入力し、「データ 作成・送信」>「送信票入力」>「添付書類」で当該帳票の「提出省略」欄にチェックを入 れて電子申告データを抽出して下さい。
 - (※3)「所得税申告書」>「控除額等」>「生命保険料等」画面で必要事項を入力し、「データ 作成・送信」>「送信票入力」>「添付書類」で当該帳票の「提出省略」欄にチェックを入

れて電子申告データを抽出して下さい。

(※4)「所得税申告書」>「収入・所得」画面で「給与」・「公的年金等」>「新規」を選択して 必要事項を入力し、「データ作成・送信」>「送信票入力」>「添付書類」で当該帳票の「提 出省略」欄にチェックを入れて電子申告データを抽出して下さい。

Q2)所得税申告書と消費税申告書を同時に送信することはできますか?

はい、「データ作成・送信」で両方の申告書を作成すれば同時に送信できます。

Q3) データ作成・状況の画面の「状況」にはどのような表示がされますか? 表示される内容と意味は以下の通りです。

・ 未作成	 ・・・まだ電子申告のデータ作成作業を開始していない状態
• 送信票作成中	 ・・・ 電子申告データを作成するために必要な情報(提出先税務署や地方自治 体コード等)をシステムに書き込んだ状態
・ データ作成完了	 ・・・システムに書き込んだ情報から、電子申告データを作成した状態
・ 作成エラー	 ・・・何らかの理由により、電子申告データの作成に失敗した状態
• 納税者署名	・・・ 電子申告データに納税者の署名を付与した状態
• 税理士署名	・・・ 電子申告データに税理士の署名を付与した状態
• 署名消去	・・・ 電子申告データに付与した署名を削除した状態
• 送信完了	・・・ 署名を付与した電子申告データを国税庁に送信した状態
・ 送信エラー	 ・・・署名を付与した電子申告データを国税庁に送信したが、何らかの理由により、送信できなかった状態
• メッセージ詳細	 ・・・国税庁に送信した電子申告データのメッセージ詳細を確認し、メッセー
エラー無	ジ詳細にエラーがなかった状態
 メッセージ詳細 	 ・・国税庁に送信した電子申告データのメッセージ詳細を確認し、メッセー
エラー有	ジ詳細に何らかのエラーがあった状態

Q4)申告書の作成が完了したにも関わらずデータ作成・送信の申告書データ選択画面の選 択にチェックを付けることができないのは何故でしょうか?

申告書データ選択画面の完了区分が「未完了」となっている場合には選択をすることができません。各申告書の作成の入力完了画面で入力完了にチェックを付け、更新ボタンを選択することで申 告書データ選択画面の完了区分が「完了」となり、データ作成・送信を実施できるようになります。 Q5)電子署名を実行しようとすると、一瞬起動したような動きをしてすぐにウィンドウが 閉じてしまいます。何が問題でしょうか?

ネット de 記帳の署名プログラムは、署名付加のための準備ができていないと立ち上がりません。 以下の点をご確認ください。

- (1) 署名に使用する IC カードのドライバは設定されているか
- (2) 署名に使用するカードリーダ・ライタは接続されているか
- (3) 署名に使用する IC カードはリーダ・ライタにセットされているか

IC カードのドライバがインストールされていない場合はインストールが必要となります。

Q6) 消費税申告書の送付書は出力できないのでしょうか?

消費税の送付書は出力されません。これは国税庁の仕様上、消費税には所得税における送付書に 相当する帳票(xtx ファイル)が存在しないためです。

Q7)ファイルを送信し、メッセージボックスを確認したところ、エラーメッセージが表示されました。何を確認すれば良いでしょう?

主なエラーメッセージと原因、対処法を表にまとめました。

[参考資料] メッセージボックスに表示される主なエラーと対処法

Q8) ネット de 記帳では送信済みの申告書類データ(xtx ファイル)の内容を確認する機能 はありますか?

申し訳ありませんが、ネット de 記帳では直接確認できるのは送付書の内容までとなります。申告 書類の内容を確認する場合は、下記の手順で電子申告データ(xtx ファイル)をダウンロードし、e-Tax クライアントソフトに読み込んでご覧ください。

- (1) 「メッセージ詳細」のダウンロードボタンで xtx をダウンロード
- (2) e-Tax クライアントソフトに読み込み、該当する帳票を確認

◎その他

Q1) ネット de 記帳にログインしようとしたところ、ログイン画面が表示されず、真っ白い 画面、もしくは「adobe flash player version○○.○.○ or greater is installed」とい うメッセージが表示されます。何を確認すれば良いでしょうか?

Adobe flash player の状態を確認してください。以下のページで確認ができます。 http://helpx.adobe.com/jp/flash-player/kb/235703.html

正しく動作していない場合はインストールを行ってください。

インストールしても状況が改善しない場合、Internet Explorer の「インターネットオプション >プログラム>アドオンの管理」画面で表示条件に「すべてのアドオン」を指定し「Shockwave Flash Object」が有効になっているか確認ください。「無効」になっている場合は「有効」に変更します。

Q2) ネット de 記帳の起動画面を「お気に入り」に登録するにはどうすれは良いですか? ネット de 記帳のログイン画面が表示されている状態で、「Ctrl」+「D」キーを押すと、「お気に 入りの追加」ウィンドウが開きます。ここで任意の名称を設定して追加をクリックすると登録でき ます。

Q3)1台の端末でネット de 記帳を複数同時に使用することはできますか? 同一の端末でネット de 記帳を複数同時に起動することはできません。また別の端末であっても同 一のログイン ID を使って同時にログインはできません。

Q4) ネット de 記帳にログインしようとしたら「エラー Error: Error #2130」というメッ セージが表示されログインができません。どうしたら良いでしょうか?

以下について確認してください。

- ネット de 記帳の URL が信頼済みサイトに登録されているか
 Internet Explorer のツール>インターネットオプション>セキュリティ>信頼済サイト
 [サイト] のボタンをクリックし、「この web サイトをゾーンに追加する」の箇所に
 https://kicho2.shokoren-toyama.or.jp を入力し、[追加] をクリック
- Adobe Flash Player のローカルストレージ設定が「なし」になっているか ネット de 記帳ログイン画面の任意の場所でマウスを右クリックして「設定」を選択 Adobe Flash Player 設定のローカルストレージで「今後表示しない」のチェックを外す ローカスストレージの容量を「100KB」程度に変更する